

## コミュニティバスたけまる号の運賃改定について（案）

### 1. 運賃改定の考え方（市地域公共交通総合連携計画に基づく）

#### ①コミュニティバス運行に対する市の費用負担について

市公共交通総合連携計画では、市の費用負担について、同計画21ページ9行目において、「市民は、運行費用が運賃収入を上回る路線に対して、運行費用と運賃収入の差額を市の財源（＝市民の納めた税金）から補助することによって協力する。ただし、その金額は運行費用の一定割合を上回らないこととし、その限度額を設定する。」と定めている。

市では、この限度額を、運行に要する経常費用（車両費を除く）の50%を上限とすると決定した。

#### 【参考】

たけまる号の費用負担割合（平成20年度～平成22年度の3カ年平均）

運行に要する経常経費	10,581,737 円
運賃収入	4,842,819 円
市の負担額	5,738,918 円
市の負担割合	54.2%

#### ②利用者の負担について

市公共交通総合連携計画では、市の費用負担について、同計画21ページ下から4行目において、「利用者は、サービスの質に応じた運賃を負担することとし、既存の路線バスやタクシーの運賃と比べ、サービス内容に対する利用者の負担が不公平にならないようにする。」「①定時・定路線の運行の場合・・・既存の路線バス運賃並みの金額」と定めている。

#### 【参考】

奈良交通(株)の路線バス初乗り運賃	大人 180 円
（新規運行）本町地区路線	大人 150 円
（新規運行）南地区路線	大人 150 円又は 300 円

※ コミュニティバスの運行のない地域との公平性の観点から、及び上記①、②の理由から、たけまる号の運賃を150円（小学生・障がい者80円）に改定する。

### 2. 運賃改定の時期

新規コミュニティバス2路線（本町地区、南地区）の運行開始日

（新規コミュニティバス2路線の運行開始日が月初でない場合は、翌月最初の運行日）

### 3. 地元への説明

7月13日（水）に関連自治会長への説明会を開催 金額・時期について概ね了承